

第 5 4 号様式 2021.5 作成

貸付金及び立替金償還猶予申請書

※ 互助組合 受付印

氏名 個人コード 学校名 学校コード

休業・休職により無給となる期間、貸付金及び物資購入資金立替金の償還猶予を規程・要領の定めを承知のうえ申請します。  
また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、規程・要領により猶予された期間の範囲内で償還します。

2021 年 4 月 1 日

学校名 京都市立聖護院小学校

申請者 氏名 互助真実 

一般社団法人 京都府教職員互助組合理事長 様

**休業・休職についての報告書**

休業・休職の事由 (右の番号に○を)

- ① 育児休業の承認を受ける
2. 1 か月以上の期間、介護欠勤又は介護休暇の承認を受ける
3. 負傷又は疾病により休職する
4. 大学院修学休業の承認を受ける
5. 自己啓発等休業の承認を受ける
6. 配偶者同行休業の承認を受ける

休業・休職で無給となる期間 (延長・短縮の場合は当初の期間を記入) 2021 年 5 月 1 日 ~ 2022 年 3 月 31 日

延長の場合 年 月 日まで延長 短縮の場合 年 月 日に復職から産前休

申請者の休業・休職について、上記のとおり報告します。

2021 年 4 月 1 日

互助組合学校代表者氏名 京都花子 

※部長

※係

※猶予決定期間 年 月 ~ 年 月 備考

▼学校コード及び個人コード印を使用してください。  
▼期間延長・短縮の場合は、再提出してください。「休業・休職期間変更についての報告書」(第51号・第54号様式-B)の提出でも可。  
※印以外はすべてご記入ください。

<償還猶予を受ける上での注意点>

- ・猶予を希望する月の前月の20日までに提出してください。(延長の場合も同じです)
- ・償還猶予期間中は、新たな貸付(借替含む)・物資購入資金立替を受けることはできません。(新たに貸付・立替を受ける場合、既貸付金・立替金を一括返済する必要があります)